○やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年9月28日

規則第37号

改正 平成26年3月25日規則第12号

平成26年9月30日規則第30号

平成28年3月11日規則第6号

平成29年9月29日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例(平成24年八千代市条例第20号。以下「条例」という。)第23条の規定により、やちよ農業交流センター(以下「農業交流センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26規則30·一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

- 第2条 条例第7条の規則で定める申請書は、やちよ農業交流センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。
- 2 条例第7条第2号の市長が必要と認める書面は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 定款, 寄附行為, 規約又はこれらに類する書面
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書面
 - (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書面
 - (5) 農業交流センターの管理に係る収支予算書
 - (6) その他市長が必要と認める書面

(指定等の通知)

- 第3条 市長は、条例第8条の規定による指定をしたときは、やちよ農業交流センター指定 管理者指定通知書(第2号様式)により指定されたものに通知するものとする。
- 2 市長は、条例第8条の規定による指定をしなかったときは、やちよ農業交流センター指 定管理者不指定通知書(第3号様式)により指定されなかったものに通知するものとする。 (利用の申請)
- 第4条 条例第12条第1項の規定により農業交流センターの利用の許可を受けようとする

者(以下「申請者」という。)は、指定管理者が必要と認める書類を添えて、やちよ農業 交流センター利用許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 農産物・加工品販売所、農産物加工所及び喫茶コーナー 利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3月前から2月前まで
 - (2) 第1研修室, 第2研修室及び調理実習室 利用日の2月前から利用日まで(第8条 第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、利用日の3月前から利用日まで)

(平26規則12・平26規則30・平29規則31・一部改正)

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、条例第12条第1項の利用の許可をしたときは、やちよ農業交流センター利用許可書(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(利用の取消し)

第6条 前条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、その利用 の取消しをしようとするときは、やちよ農業交流センター利用取消届(第6号様式)を指 定管理者に提出しなければならない。

(使用料の徴収)

第7条 使用料は,第5条の規定による利用許可書を交付するときに徴収する。ただし,市 長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

- 第8条 条例第19条の規定により市長が使用料の減額又は免除をすることができるときは、 次の各号に掲げる場合とし、減額又は免除をする割合は、当該各号に掲げる場合の区分に 応じ当該各号に定める割合とする。
 - (1) 農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図るための活動を行うために 第1研修室、第2研修室又は調理実習室を利用する場合 100分の100
 - (2) 市が行う事業で利用する場合 100分の100
 - (3) その他市長が必要と認める場合 100分の100以内
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、やちよ農業交流センター使用料減免申請書(第7 号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、やちよ農業交流センター使用料減免 通知書(第8号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用料の環付)

- 第9条 市長は、利用者がその責に帰することができない事由により利用できなかったとき は、条例第20条ただし書の規定により使用料を還付するものとする。
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、やちよ農業交流センター使用料還付申請書(第9 号様式)に使用料を納入したことを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。 (導守事項)
- 第10条 農業交流センターにおいては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損しないこと。
 - (2) 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
 - (3) 許可を受けないで備品,器具等を使用し,又は移動しないこと。
 - (4) 許可を受けないで物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
 - (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
- 2 指定管理者は,前項の規定に反して著しく公益を害し,又は秩序を乱す者に対し,施設 の利用を禁じ,又は退館させることができる。

(原状回復の確認)

第11条 利用者は、条例第16条の規定により、農業交流センターの施設を原状に回復した ときは、職員の確認を受けなければならない。

(市長が管理する場合の特例)

- 第12条 条例第22条第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、当該業務に次の各号に掲げる業務のいずれかが含まれるときにおいては、当該業務に係る第4条第1項、第5条、第6条及び第10条第2項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。
 - (1) 第4条第1項に規定する申請書の受付
 - (2) 第5条に規定する許可書の交付
 - (3) 第6条に規定する利用取消届の受付
 - (4) 第10条第2項に規定する利用の制限
- 2 条例第22条第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行う場合であって、 当該業務に前項第1号に掲げる業務が含まれているときにおいては、市長が当該業務を行 うこととなった日において現に第4条第1項の規定により指定管理者に対して行ってい る申請は、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する第4条第1項の

規定により市長に対して行っている申請とみなす。

3 条例第22条第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後,指定管理者が当該業務を行うこととなった場合においては,指定管理者が当該業務を行うこととなった日において現に第1項の規定により読み替えて適用する第4条第1項の規定により市長に対して行っている申請は,当該日以後においては,同項の規定により指定管理者に対して行っている申請とみなす。

(平26規則30·追加)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則30・旧第12条繰下)

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第12号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、 これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成29年規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第1号様式(第2条第1項)

やちよ農業交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

所 在 地 団 体 名 申請者 代表者氏名 担 当 者 名 電 話 番 号

やちよ農業交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

第2号様式(第3条第1項)

やちよ農業交流センター指定管理者指定通知書

八千代市 指令第 号 年 月 日

様

八千代市長

「印

やちよ農業交流センターの指定管理者に指定したので、通知します。

指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第3条第2項)

やちよ農業交流センター指定管理者不指定通知書

八千代市 指令第 号 年 月 日

様

八千代市長

「印

やちよ農業交流センターの指定管理者の指定については、次の理由により指定しませんので、通知します。

理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場 合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式(第4条)

やちよ農業交流センター利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

住 所 申請者 団 体 名 代表者氏名 電話番号

次のとおり利用したいので申請します。

利	用	日	時	年 月 日~ 年 月 日 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分	
利	用が	拖 設	名	□農産物・加工品販売所(利用面積 平方メートル)□農産物加工所 □喫茶コーナー□第1研修室 □第2研修室 □調理実習室	
利	用	目	的		
利	用予	定人	数		人
備			考		

第5号様式(第5条)

やちよ農業交流センター利用許可書

年 月 日

様

(F)

次のとおり利用を許可します。

利	用	日	時	年 月 日~ 年 月 日 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分	
利	用方	拖 設	名	□農産物・加工品販売所(利用面積 平方メートル)□農産物加工所 □喫茶コーナー□第1研修室 □第2研修室 □調理実習室	
利	用	目	的		
利	用予	定人	数)	l
利	用許	可条	件		
使 用		料	Р	9	

第6号様式(第6条)

やちよ農業交流センター利用取消届

年 月 日

(宛先)

住 所 届出者 団 体 名 代表者氏名 電話番号

次のとおり利用の取消しをしたいので届出します。

利	用 日	時	年 月 日~ 年 月 日 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分
利	用 施 設	名	□農産物・加工品販売所(利用面積 平方メートル)□農産物加工所 □喫茶コーナー□第1研修室 □第2研修室 □調理実習室
取	消 理	由	
備		考	

第7号様式(第8条第2項)

やちよ農業交流センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住所申請者団 体 名代表者氏名電話番号

次のとおりやちよ農業交流センターの使用料の を申請します。 免除

利	用		日	時	年 月 日~ 年 月 日 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分	
利	用	施	設	名	□農産物・加工品販売所(利用面積 平方メートル)□農産物加工所 □喫茶コーナー□第1研修室 □第2研修室 □調理実習室	
利	用		目	的		
使		用		料		円
減免と	額 除 を す		又 けよ る	はう額		円
減受す	額 又 け る	はよ	免 う 理	をと由		

第8号様式(第8条第3項)

やちよ農業交流センター使用料減免通知書

年 月 日

様

八千代市長

次のとおりやちよ農業交流センターの使用料を します。 免除

利	用	日	時	年 月 日~ 年 月 日 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分	
利	用施	記	名	□農産物・加工品販売所 (利用面積 平方メートル)	
				□農産物加工所 □喫茶コーナー □第1研修室 □第2研修室 □調理実習室	
利	用	目	的		
使	用		料		円
減免	額除	又 の	は 額		円
減免	額除の	又理	は 由		
光		'	Щ		

第9号様式(第9条第2項)

やちよ農業交流センター使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所 申請者 団 体 名 代表者氏名 電話番号

次のとおりやちよ農業交流センターの使用料の還付を申請します。

利	用		日	時	年 月 日~ 年 月 日 午前・午後 時 分~午前・午後 時 分	
利	用	施	設	名	□農産物・加工品販売所(利用面積 平方メートル)□農産物加工所 □喫茶コーナー□第1研修室 □第2研修室 □調理実習室	
利	用		目	的		
還と	付 <i>を</i> す	受る	けよ 理	う由		
還と	付を す	受		う額	Į.	}
納使	入 用	料	しの	た 額	F	}

第1号様式(第2条第1項)

第2号様式(第3条第1項)

第3号様式 (第3条第2項)

(平28規則6·一部改正)

第4号様式(第4条)

(平26規則30・平29規則31・一部改正)

第5号様式(第5条)

(平26規則30・平29規則31・一部改正)

第6号様式(第6条)

(平26規則30・平29規則31・一部改正)

第7号様式(第8条第2項)

(平26規則30・平29規則31・一部改正)

第8号様式 (第8条第3項)

(平26規則30・平29規則31・一部改正)

第9号様式(第9条第2項)

(平26規則30・平29規則31・一部改正)